

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（37）
2. 日 時：令和2年12月14日 16時00分～17時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、止野上席安全審査官、植木主任安全審査官、片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、小野安全審査専門職、土居安全審査専門職、服部安全審査専門職、谷口技術参与、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 土木建築部 副部長、他4名

原子力本部 原子力部 土木建築部 部長、他3名※

## 5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機の工事計画補正申請のうち、耐震設計の基本方針について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-1 耐震設計の基本方針）>

- 海水ポンプについて、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）として位置付けた理由を説明すること。
- 適用規格について、今回の設計において用いたものを整理した上で、方針として記載すべき規格を説明すること。

<基準地震動 $S_s - F3$ の検討段階における地震動による施設への影響について>

- 基準地震動 $S_s - F3$ の候補波A及びDを影響検討の代表として選定した理由について、基準地震動 $S_s - F3$ の選定理由等を踏まえ網羅

的に説明すること。

- 原子炉建屋の地震応答解析の減衰定数について、設計条件と異なる数値を用いる理由及び設計条件を用いた場合の影響を説明すること。
- 主要な施設の固有周期帯を0.05秒から0.24秒とした根拠を説明すること。
- 原子炉建屋基礎版上の地震応答解析結果について、機器への影響の観点から機器の設計で用いる減衰定数を用いた場合のスペクトル比及び最大応答加速度の結果を説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- (1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針)(O2-他-F-19-0004\_\_改1)
- (2) VI-2-1-1 耐震設計の基本方針(O2-E-B-19-0003\_\_改1)
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-1 耐震設計の基本方針)(O2-E-B-19-0004\_\_改1)
- (4) VI-2-1-2 基準地震動 $S_s$ 及び弾性設計用地震動 $S_d$ の策定概要(O2-E-B-19-0005\_\_改0)(令和2年9月7日提出資料)
- (5) VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針(O2-E-B-19-0016\_\_改1)
- (6) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針)(O2-E-B-19-0017\_\_改1)
- (7) 基準地震動 $S_s$ -F3の検討段階における地震動による施設への影響について(O2-他-F-19-0008\_\_改0)

以上